

2020年3月25日

各位

民法（債権法）改正を踏まえた個人ローンに係る契約書規定改定のお知らせ

株式会社 山形銀行

当行は、2020年4月の改正民法施行を踏まえ、個人ローンに係る契約書規定の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の各規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定する契約書規定

- (1) 金銭消費貸借契約証書規定（住宅ローン用）
- (2) 金銭消費貸借契約証書規定（無担保個人ローン等用）

2. 改定日

2020年4月1日（水）

3. 主な改定概要

- (1) 連帯債務者・連帯保証人の一人について生じた事由が、他の連帯債務者・連帯保証人にも効力が生じる旨を規定化
- (2) 規定等を変更する場合の取扱方法の明確化
- (3) その他、定義や文言の明確化

4. 改定内容対比表

主要な改定内容は以下のとおりです。（※ 下線部が変更点になります。）

(1) 金銭消費貸借契約証書規定（住宅ローン用）

改定後	改定前
<p>第20条【<u>連帯保証</u>】</p> <p>1. <u>連帯保証人は、借主の委託を受けて、借主が</u>この契約によって負担するいっさいの債務について、借主および<u>他の連帯保証人と</u>連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。</p> <p>※ 以下、本条の「保証人」の表記を「連帯保証人」に変更。</p>	<p>第20条【保証】</p> <p>1. 保証人は借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。</p>

改定後	改定前
<p><u>第20条の2（履行の請求の効力）</u></p> <p>1. <u>銀行が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</u></p> <p>2. <u>第1項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、銀行が連帯債務者または連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>第27条【成年後見人等の届出】</u></p> <p>1. <u>借主または保証人は家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。</u></p>	<p>第27条【成年後見人等の届出】</p> <p>1. 借主または保証人は家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</p>
<p><u>第29条【規定の変更】</u></p> <p>1. <u>銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</u></p>	<p>【新設】</p>

(2) 金銭消費貸借契約証書規定（無担保個人ローン等用）

改定後	改定前
<p>第21条【連帯保証】</p> <p>1. 連帯保証人は、借主の委託を受けて、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主および他の連帯保証人と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。</p> <p>※ 以下、本条の「保証人」の表記を「連帯保証人」に変更。</p>	<p>第21条【保証】</p> <p>1. 保証人は借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。</p>
<p>第21条の2（履行の請求の効力）</p> <p>1. 銀行が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</p> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、銀行が連帯債務者または連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。</p>	<p>【新設】</p>
<p>第28条【成年後見人等の届出】</p> <p>1. 借主または保証人は家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届け出るものとします。</p>	<p>第28条【成年後見人等の届出】</p> <p>1. 借主または保証人は家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</p>
<p>第30条【規定の変更】</p> <p>1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。</p> <p>2. 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。</p>	<p>【新設】</p>